

不利益処分に関する処分基準 個票

地域振興部 地域政策課

不利益処分の内容	地縁による団体の認可の取消し
根拠法令等及び条項	地方自治法第260条の2第14項
根拠条項	地方自治法第260条の2第1項、第2項及び第14項
参考事項	栃木市地縁による団体の認可に関する事務取扱要綱
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 3年10月 8日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>地方自治法（抜粋）</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>
	<p>3～13 略</p> <p>14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。</p>